中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により、農地中間管理機構として指定した公益財団法人愛知県農業振興基金から農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和 7 年 5 月21日

愛知県知事　大　村　秀　章

1　農地の所在等

所　　在	地　目	面積（㎡）	所有者等の情報
西尾市一色町中外沢中大割81番	田	773	伊藤　弘和
西尾市一色町池田宮前70番	田	399	杉崎　誠
西尾市一色町大塚稲場57番 1	田	604	都築　重男
西尾市吉良町友国梶洗前19番	田	1,017	近藤　きく
西尾市吉良町中野梶洗 6 番	畑	485	近藤　きく
西尾市吉良町中野折地11番	田	1,669	近藤　きく
計　6　筆		4,947	

2　農地の利用の現状

水稲及び麦・大豆栽培

3　利用計画の内容の詳細

水稲及び麦・大豆栽培

4　希望する権利の始期等

始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	借賃に相当する補償金の支払の方法
令和 7 年 8 月 1 日	10年	5,000 円/10a・年	名古屋法務局西尾支局に供託